

平成21年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年12月13日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 参 事 | 石 川 篤 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ ぐ り
推 進 課 長 | 小 林 生 吉 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 奥 村 文 男 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事 | 中 原 直 樹 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 竹 内 義 博 君 |
| 教 育 次 長 | 柴 田 弘 君 |
| 会 計 管 理 者 | 高 井 秀 一 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | 青 木 彰 君 |
| 自 動 車 学 校 長 | 浅 野 豊 君 |

南宗谷消防組合 中頓別支署長	吉田行博君
南宗谷消防組合 中頓別支署副長	丸山博光君
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） 定足数に達しておりますので、本日は休日休会の日ではございますが、町民に開かれた議会を目指し、特に会議を開きます。

ただいまから平成21年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、東海林さん、4番、村山さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。議会運営委員会報告、12月13日。

平成21年第4回中頓別町議会定例会の運営に関し、11月16日、12月4日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日12月13日から12月15日までの3日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりであり、一般質問終了後散会とする。町長提出議案については、2日目の議事日程とする。

3、一般質問について、通告期限内に通告した者は4議員である。

4、郵送陳情1件については、全議員に写しを送付する措置がとられた。

5、議案番号の一連番号化についてです。長側と協議の結果、平成22年1月から議案種別ごとに提出者において一連番号を付すことになった。議員及び委員会提出議案等においても暦年ごとに一連番号を付す方式とし、これまでの会議ごとの議案番号方式を改めるものとする。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月13日から12月15日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月13日から12月15日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、常任委員長からいただきます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 今回の所管事務調査報告に関しましては、鍾乳洞の利活用について、それからそうや自然学校の運営について、環境基本計画について、それから国保病院の運営についての4点を報告させていただきます。

それでは、報告いたします。

平成21年12月13日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、鍾乳洞の利活用について。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成21年11月25日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、中頓別鍾乳洞の有料化と今後の利活用についてこれまでの検討状況を調査した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

中頓別鍾乳洞の利活用に関しては、「中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園利活用検討委員会」（桜田守委員長・平成21年1月22日設置）に諮問され、5回の委員会を経た後、9月15日に報告書が提出されている。諮問事項は、（1）、公園の有料化について、（2）、有料化に向けて必要な事項について、（3）、その他利活用を高めるために必要な事項についての三点である。報告を受けて町では、券売機方式による有料化（大人20

0円)の方針を打ち出したほか、入場者数の減を危惧し、案内人(ボランティアガイド)の配置や特産品販売などによる魅力化、付加価値性の向上と費用対効果のバランスにも配慮した結論を導き出しているが、実施時期は明示されていない。

本委員会では、地質学的に貴重な鍾乳洞や尻無川周辺の砂金地層、その採取跡を組み合わせたジオパーク登録に単なる「洞窟観光」からの脱却の可能性を見出している。また、希少な動植物群の宝庫を保護・保全するための管理体制の強化もあわせて求めるものである。有料化は早期に実現すべきであるが、管理棟や散策路の魅力化を図り、利用者が納得するレベルのサービスを提供することが前提である。

続きまして、そうや自然学校の運営について報告いたします。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成21年11月25日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、そうや自然学校の今年度(試行期間)の利用状況と来年度以降の運営計画を中心に調査した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

そうや自然学校の今年度(4月～11月中旬まで)の利用者総数は1,054名である。平成22年度は、利用者2,500名、宿泊数は300泊(コテージ、温泉利用含む)をめざしている。宿泊料は、施設職員が指導を行わない場合で大人1,200円、高校生800円、小・中学生700円、幼児以下無料と計画されているが、収支予想は支出1,999千円に対し、収入は885千円であり、現段階で倍以上の開きが生じている。また、道教委派遣の社教主事が事実上スタッフとして加わっているが、派遣期間が切れる平成23年度以降の人的手当てに係る財源見通しは示されていない。

本委員会は、これまでの試行期間を俯瞰して同校の将来性に不安を感じており、今後集客の軸足をどこに置くべきかめざすべき運営理念、十年単位の長期的なビジョンの確立が急務と考える。

続きまして、環境基本計画について報告いたします。

調査の方法、所管担当者からの説明聴取。

調査の期間、平成21年11月25日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、環境基本計画の進捗状況について所管担当者から説明を受け、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

環境基本条例は、第1回定例会において制定され、その後第3回定例会において町長提案により一部改正がなされた本町の基幹条例である。条例の施行に合せ、本町の環境施策は着実に実施されなければならないが、その青写真となる環境基本計画の策定は手つかずのままであった。その原因の一つに、所管課における事務処理能力のオーバーフローが上

げられる。こうした停滞理由により本町の環境政策が有名無実化することは誠に遺憾である。早急に実効性のある環境基本計画の策定が必要であり、そのためには所管事務の見直し、再編も検討されたい。

続きまして、国保病院の運営について報告いたします。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成21年11月25日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、国保病院の運営に関し、医師給与のあり方、経営収支の見直しなどについて調査した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

国保病院の現在の常勤医師数は、院長及び医長の2名であるが、本年度末をもって派遣医である医長が任期切れを迎える。長側では、現状の医療体制を維持するために後任の医師を採用する意向であり、その際医師給与が管内4町村の中でもっとも低い水準（院長約2千万円、医長約1千7百万円）にあることが募集にあたっての障害になるとの認識が示された。調査時点での長側の考えは、従来の定額制から新たに1表30号俸からなる給料表と役職手当（月額院長10万円、副院長8万円、医長6万円）の導入、現行の医務手当（月額60万円以内で町長が定める額）のほか、期末・勤勉手当、寒冷地手当、扶養手当（以後「諸手当」と呼ぶ。）からなる給与体系への改変であった。給料表は、1号から18号俸までは毎年4万円、19号俸以降は2万円の定期昇給幅とするもので、諸手当については人事院勧告に準ずるもの本町独自の削減措置は適用しないとの方針であった。

本委員会では、医師不足に対する政策的措置としての意義は概ね理解できるものの、新たな給料表が近隣町村を参考にしてつくられ、国家公務員医療職給料表の水準をはるかに上回るものであり、あえて人事院勧告に準ずる整合性が見出せないこと、諸手当に関して町の独自削減措置から一般職である医師を除外することは一般職間に格差を生じさせ、地公法上の平等取扱の原則、公平性の観点等から疑義があることを危惧するものである。また、医師給与の設定にあたっては、地方公営企業としての病院経営の状況、採用時の年齢・前歴等、様々な要因を総合的に勘案しなければならず、予算の範囲内における手当において総額調整を図る手法のほうが弾力的であり、長の指揮監督権も発揮しやすくなると考える。なお、本町は、早期健全化団体として財政健全化の途上にあるが、今後の人口減少も視野に入れ、適正な給与水準の実現のため不断の努力を重ねるべきである。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

本件につきまして町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） 11月25日から昨日までの一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

1点だけ報告をさせていただきますけれども、特定外来生物であるアライグマの駆除についてであります。アライグマにつきましては、宗谷地域においても離島を除くほぼ全域に生息が拡大しているのではないかと懸念されておりましたが、町内においても5月以降上頓別地区において3頭、敏音知地区及び周磨地区においてそれぞれ1頭を捕獲しており、いずれも農家の牛舎に保管している配合飼料等を狙って出没しております。河川周辺の家庭菜園等にも被害があったとの情報を受けており、家畜に対して直接被害は発生しておりませんが、目撃情報等を収集しながら、引き続き駆除に努めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これにて行政報告は終了しました。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

まず初めに、受け付け番号1番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私は、2点について一般質問させていただきます。

まず、第1点ですが、天北厚生園の移転改築計画の進捗状況について伺います。さきの9月定例会での私の一般質問に対して消防法の規定による防火設備、スプリンクラー等の整備にあわせ、設置期限である平成24年3月31日までに移転改築をする、そのための検討委員会を立ち上げる準備を進めるとの答弁でありました。それまでは、町長は改築移転については平成24年以降という表現でありました。それが遅くとも23年にはやるということになると思います。さて、平成23年度中の事業完了のためには平成22年度早々に社会福祉施設整備計画書を提出する必要があります。その時点で施設の建設概要、場所、立面図、平面図、財源内訳等が整っていることが必要だと思います。既に9月からですから検討委員会は立ち上がっていると思いますが、これまでとこれからの検討スケジュールについて伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の天北厚生園の移転改築計画の進捗状況について、竹内保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 東海林議員さんの質問に対して答弁をさせていただきます。

現在検討委員会は立ち上げてはおりませんが、検討委員会にかわる組織として関係者で

構成する打合会を立ち上げ、現在まで4回の打合会と類似施設等の視察を行っており、現在天北厚生園施設整備打ち合わせ会議において施設の基本計画の作成に向け、天北厚生園の考え方、施設整備内容の整理を進めております。今後のスケジュールとしましては、平成22年6月に協議書等関係書類を提出しなければならないことから、平成22年5月までに道と提出関係書類の内容を協議しながら作成し、社会福祉法人南宗谷福祉会から提出される関係書類を北海道に進達することとなっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 天北厚生園の移転改築場所等について私から若干補足をさせていただきますけれども、場所については高校の寮を活用すると、そういうことで、男子寮、女子寮棟の間に管理棟を建設をして、そしてそれをつなぎ合わせて活用をしていくと、こういうような方向を持っていることをご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、再質問させていただきます。

ほっとしているのは、あれ以降4回ものこの会議をやっていたということで、進んでいるのだなという実感はしていますけれども、どうも基本的な間違いがあるような気がするのです。課長、よく聞いてください。検討委員会を立ち上げると言ったのです、前回。だから、検討委員会は立ち上がるのですか。これ今言っているのは関係者の打合会ですよ。こんなものは検討委員会なくたって当然やらなければならないことなので、こういう大きな事業を行うというときには前回課長が言ったように関係者だけでなくて広くいろんな知識を持った人たちの意見も得るということで検討委員会なるようなものやってきたと思いますし、そういうものだろうというふうに私は理解していました。ところが、ここでは関係者で構成する打合会、これが検討委員会にかわる組織としてという説明なのです。それでは、検討委員会というのはいらないのですか。これが1つ疑問になっているのです。それと、ここで言っている関係者とはどういう人たちなのですか。この辺もきちっと役職も含めて教えていただきたいと思います。

それから、これでいきますと後段の説明で十分わかりますが、類似施設という言い方をしました。類似施設というのは、これもまたきちっとした説明をすると、公民館なるものがある、公民館の類似施設が各地の町民センターであったり、文化センターとかと称している、そういう意味での類似施設なわけです、この厚生園のような障害者のための施設は、類似ではなくて本当にそういう施設を見てきたというふうに理解していいのかなと思って、その確認だけだったのです。

以上、お願いします。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） まず、1点目の検討委員会につきましては、前回の一般質問で検討委員会を立ち上げ、検討するための準備を進めているということでご答弁させ

ていただきました。それで、検討委員会を立ち上げるべく準備を進めておりましたけれども、実際的には検討委員会は立ち上げないで、現在関係者ということで天北厚生園の施設長、総務課長、道の関係職員、それから町では保健福祉課長、同主幹、まちづくり推進課長、産業建設課の建設グループの参事が入って打合会を進めております。

あと、類似施設につきましては、これは幌延の北星園があそこが整備を行ったということから、そちらのほうに出向いて視察を行ってきております。

以上です。

○議長（石神忠信君）　どんなメンバーにするのかという質問があったと思うのですけれども、検討委員について。

（「関係者」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（竹内義博君）　その打合会のメンバーが、検討委員会という形は立ち上げないで、打合会で内容を検討していくということで現在進めております。

○議長（石神忠信君）　東海林さん。

○3番（東海林繁幸君）　ちょっと期待していた質問に対しての答弁ではないと思うのです。基本的に今財源内訳もこれからまた聞かなければならないのだけれども、そんなことも含めて重要な事項がこれから出てくるわけでしょう。そして、それはいかにも法人が関係者のごとく言われていますけれども、実際的には町の財源が相当入らなければならない実態がもう予測されるわけですね。そういったときに、これはこれから中頓別がつくる施設では最大のものになるのかなと思うような事業費になると思うのです。そういった事業に対して事務担当者、関係者だけで、当然それはいろんな細かいことを打ち合わせするのは必要ですよ。もう一つ上の段階での協議があるのではないのかなということをおは広く住民の知恵を求めることが必要かなと思って、検討委員会なるものに期待していたのです。言うなればまだ議会議員たる私たちも何も聞いていませんよね。先ほど町長から改めて設置場所だけは確定的な内容のお話を聞きました。どういう規模になって、どういう予算なのか、財源内訳はどんなのかということをおはまだ全然知らない段階で、既に4回の事務当局だけの打ち合わせが終わっているというのが何かちょっと危ないなというような気がいたします。

それと、ちょっと私耳にしたのは、実は法人の理事長が寺が私は壇家で時々会うものですから、どうですか、こういったことで進んでいるはずですけどもと言ったら、どうも理事長がよくわからないようなことであるものだからちょっと不安に思ったのは、それは理事会なり、法人の中の連絡等々の問題がそういう状況であるのか、はたまた本当に理事長と、少なくともこれを建てるとすれば代表が法人ですから理事長が代表者になると思うのですが、その理事長と町長との協議がされたのか、ここまで。その辺もちょっと疑問に思ってきたので、確認したいのです。

それと、ではこうなると今関係者協議で何億もするものが決まっていくわけ、これ。その辺これからのスケジュールをちょっと、これは町長にお聞きしたいと思っているので

す。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、検討委員会の関係でありますけれども、前回の一般質問以降検討委員会を立ち上げるということで私のほうにありました。そのときのメンバーを見て、私は検討委員会という組織なのか、または検討委員会、そのメンバーを見た中で検討委員会という位置づけよりも、言えば打ち合わせ会議と同じみたいな組織で何も変わらないのでないかなと、こういうようなことで、無理してそういうメンバーであれば検討委員会を立ち上げなくてもいいのでないかと、こういうお話をいたしました。それは別にしまして、まず理事長と町長の意思疎通の関係でありますけれども、今月の4日に理事長が来られまして、協力してほしいと、こういうような話ありました。私も天北厚生園が町立から法人に移行するときに施設の改築等について十分協力するよと、こういうような話をしておりますから、私も今回全面的に協力するので、法人のほうについてもできるだけ多くのお金を提供してほしいと、こういうお話もさせていただきました。そういう中で、今現在私が一番危惧しているのは、やはり今回の移転改築によってどのぐらいの経費がかかるのかと、こういうようなことであります。しかしながら、今の寮を使って真ん中に管理棟を増築をして、そして移転改築する場合に問題点が何々あるのかと、まずその問題点を抽出をして、その問題点に対して支庁を通して道の考え方、または支庁として町村にどういふぐあいな協力体制がとれるのか、こういうようなことをまずお願いをしないとだめだろうと、こういうような考え方を担当のほうに言うておりまして、できるだけ早く天北厚生園が寮を使いながら、そして移転改築をする場合に、移転をする場合にどのぐらいの事業費がかかって、どういふ問題点があるのかと。その問題点をやはり克服をしていくということを最大限に考えなければならぬだろうと、こういうような話をしております。年明け後できるだけ早くに問題点を出して支庁にお願いをしていく、また担当者等が支庁と一緒に道の方に問題提起をしていくと、こういうようなことを早急にする必要があるだろうと、こういうようなことで、検討委員会の意味合いについては東海林議員はそれぞれの保護者なり、または法人なり、いろんな人たちが入った規模のでかい検討委員会の立ち上げが必要だろうということでもありますから、それはそれなりに天北厚生園と十分協議をした中で考えていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） では、再々質問をさせていただきます。

町長の説明で大まかにわかりました。わかりました中でわからないことがまだ二、三あります。今最後に町長がおっしゃいました検討委員会というのは、これやっぱりみんな期待しているわけです、一般町民も含めて。当然法人の中にはたくさんの理事さんもいらっしゃるわけです。この人たちがきちっと精通しているのかどうかという疑問があります。

私も今聞きましたが、4日に町長に何とかしてくださいと理事長が言ったそうですね。その以前にもう既にこの検討委員会にかわるものとして、4回の会議の4回目がいつだったのか知らないけれども、二回も三回もこの話ししているわけでしょう。進めているわけだよ。その中で理事長がまだ建てるのか建てないのかわからないような、それおかしいのではないですか。どう考えてもおかしいのです。だから、その辺は、やっぱり金なり、大まかな計画、指導的な役割は町がやること自体はこれは結構だし、そうあるべきだと思いますけれども、きちっと、これ厚生園でないのです。厚生園ではだめなのだ。やっぱりきちっと福祉会の理事たちが十分そこに巻き込まれていかないと。厚生園と云って職員でしょう。それは、本当にまだ事務局段階の協議はそれはそれでいいけれども、その辺ももう少しそれなりというか、知っておくべき人、またはそういう職員の専門性とは別な形の専門性を持った人たちも入ったような、そういう検討委員会も必要かなと私は期待しております。その辺は、今これからでも町長はいいのではないかということでありましてけれども、私もそれでもいいと思います。その辺お考えいただきたいことが1つ。

それと、これからのスケジュールですけれども、あとこれ予算なんか、財源がどうなるのかなんていうもの当然4回も話していたら出てきているのでしょね、規模だとか。その辺があつたら、ぜひ私は早いうちにやっぱり議員の人たちに知らせておく必要あるだろうと思うのです。これ黙っていたら全然なくて、最後に決まりましたとって持つてくる、そこでいいか悪いかというのではちょっと危ない話なので、できるだけ早く情報を流しておいて、議会は議会で委員会なりで検討を進めて、できる提案があれば提案していくという、こういう大きい事業をやる時にはそうしたほうが良いと思うのです。ですから、これからのスケジュールは、そういった議会に対する報告というか、提案というか、そういったことも含めてどういう流れで考えているのか、その辺ちょっと最後に伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） まず、1点目の理事会の報告、また検討につきましては、再三にわたり天北厚生園のほうの施設のほうにお願いをしております。それで、施設のほうでは役員会には諮ってはいけるけれども、まだ理事会にはかけてはいなかったという話を聞いております。それで、とりあえずこれだけの事業ですので、早く理事会にかけてくださいということでお話をしているところであります。

それで、これからのスケジュールにつきましては、来年の6月に道のほうのヒアリングを受けるとい形になります。それで、それまでに協議用の概略の計画等を道のほうに示しながら検討し、6月に向けていくという形になります。それで、これからも幾度となく会議を持ちながら進めていかなければならないということと考えております。それで、1月からは基本計画策定、現在施設のほうと産業建設課のほうでどういう形でつくっていくのかということ洗い出しを行っております。それで、まず基本設計の策定から1月から入っていくという計画であります。あと、設計者の選定、それから基本設計、実施設計と

いう形に入って行く形になります。実施設計につきましては内示が出てからという道のほうの話でございますけれども、そういう形になっていこうかなと思います。

あと、財源につきましては、現在いろいろと補助事業の財源の洗い出しをしてみました。それで、本体につきましては社会福祉施設等施設整備事業、これが該当するというので、現在それで進めております。ただ、この補助団体につきましては、社会福祉法人という形になっております。また、寮につきましては、スプリンクラーが設置されなければならないということで、これが社会福祉施設等の耐震化と整備推進事業費のスプリンクラー設置事業が入っておりますので、これの補助をもらうということで、この事業主体につきましても法人という形になっております。現在そういうことで進めてきておりますけれども、あとは議員に知らせるべきではないかということで、これだけの大きな事業ですので、中身がある程度固まった時点で議会のほうに報告していきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） これまで質問が3回ですから終わりましたけれども、もともと町長はこの設置については24年以降というスパンでお考えだったのが消防法という縛りの中ではあってもこれを早めたということについては私は大変賛成ですし、応援いたします。どうぞ頑張ってやっていただきたいと思います。

さて、次の質問に入ります。ちょっとこれ最近の話題になりました国の施策手法と申しますか、事業仕分けの考え方について町長の考え方を伺いたいと思っております。民主党政権になって一番評価の高いのがこの事業仕分けだったかなと思っております。結果論としては、科学分野や教育、福祉、医療の分野では事業仕分けにはなじまないのではないかと申す声もありました。しかし、総体的には国民が初めて知り得たことも多々ありましたわけで、好評だったと思います。地方自治体でも数年前からもう既にこの件については試みをしているところもございました。さて、国のやっていることをまねる必要はないとも思いながら、しかしいろんな財政的な面でご苦労されている本町の町長として、この事業仕分けの手法をどう評価しているのかなというのが聞きたかった一つの理由であります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 事業仕分けの考え方について私からお答えをいたします。

事業仕分けにつきましては、総論としては予算の無駄を洗い出して、透明性を高め、限られた予算を効果的に施策に振り向けていく点では、私は意義あるものと考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長から意義のあるという評価をいただいたということで、あえてでは次にお聞きいたしますけれども、残念ながらこの事業仕分けのもとになっている

のは、各省庁からあれもやりたい、これもやりたいというものに対して出てきたと。それに対してこれはだめだとか、縮減だ、廃止だという話だったのですけれども、私はこういった国のやり方とは別に地方であれば、これは議会制民主主義の中では議員が率先してそれをやるべきだということには変わらないのですけれども、むしろある事業はやめても新しいこういう事業をやってほしいというような住民の声を聞くような、そういう事業仕分けがあってもいいのかなと実は思っておりました。町長の立場に立って考えてみたら、なかなか何十年間も続けている事業を自分の代ですばっと切ることでもできにくいものだろうと思うのです。それがそれほど効果ないのだけれども、これを切るとただ住民の不評を買うだろうという思惑もあって継続している事業もあると思うのです。例えば補助事業なんかが、団体や住民に対する補助事業ももうこれはやめたいのだけれども、これやめるとどうもまずいだろうなというような町長のそういう思いもあると思うのです。ですから、町長がそれ言い出せないとしたら、そういう事業がどんなものかということは何人かの仕分け人を選定して、本当に考えてみてもらう。それは決定ではなくても、町長が施策実行の中でのいろんな選択肢としてほかの人の意見を十分聞くという、そういう機会があってもいいのかなと。私なんかもうこれで何年間も続けているけれども、これはもういいのではないかなと思いつつながら、私議員個人としてもそれをやるとあの人都合悪いらうなとか、なかなかそういう思いがあって言えない部分もあるものです。だから、そういうしがらみのない人たちが町内にも有能な方何人かいらっしゃると思いますから、そんなことでモデル的でもいいからいろんな幾つかの事業をやってもらうと。そして、さらに今はないけれども、これらは必要だというのがあればそれも考えてもらうような、そんな何か自由闊達な意見を出せるような人たちを集めてやってみたいと私なんかは考えるわけですけれども、町長、そんなことでは、議員がもう少し頑張ればいいのだという話になるのかもしれないけれども、一般の人たちの声をそういったところで集約してみるという考えはありませんか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

この事業仕分けという目的と同じ目的だったのかどうかは別にしまして、私は類似したことの先取りを中頓別町もやったのかなという気はいたしております。というのは、平成17年の5月に町民の方々15名の人に、公募、または町から委嘱をした人もいます。15名の民間の人たちに中頓別町で17年度にやっていた事務事業、約190ぐらいの事務事業だったと思いますけれども、それを仕分けて、今の言葉で言うと仕分けなのかもしれませんが、見直し、検討するというところでやってもらった経過がございます。そういう中で、その町民の人たち、中長期の行財政運営委員会の委員の人たちに財政運営計画なり、行政計画なりをつくっていただいたそれが中長期の行財政運営計画でありまして、その中で重点化を図る、または継続をする、そして一部見直しをして継続をする、そして廃止をするという4段階に分けてもらいました。それを私どもは18年度からできるもの

から随時その計画に沿ってやっていくと、こういうような方針で平成21年度までやってまいりました。なかなか進まないものもありますし、一挙に進んだものもありますし、そういう中では天北厚生園の法人化もその中の一つの事業でありました。そういう意味で、この中長期の行財政運営計画につきましては18年から平成27年まで10年間の計画をつくっていただきましたので、それに基づいて今後も進めてまいりたいと、このように思いますし、また新しい事業等についてはその中では触れておりませんが、今後財政の健全化の方向性ははっきりついた時点ではまたそういう面も踏まえて考えていく必要性があるのかなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 非常に私の短い質問に町長は非常に短い答弁できた。今の答え実はこれから私が聞こうと思ったのですけれども、まさにこの行政の仕分けをやったのです、5年前に。そこで、町長はそれを風にして、相当大胆なこともやってこられたと思います。仕分け人の人たちをあのころどう評価していたかは別にして、町の行財政のことを大胆にやっぱり取り組んでくれた経過がもう既にあつたわけですから、さてそれから5年たったので、私はもう一回ああいった形のものでやるのが、今この事業仕分けという言葉になってしまったけれども、まさにあのときはそうだったと思うので、つい先日とっていたそのことももう5年たつということが実態ですから、これをさらに時代に合ったものに見直す必要はないのかなというふうな思いで短い質問でまずやらせていただいたのですが、今のことで町長どうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私も本当に平成17年のときに約10カ月かけて事務事業の仕分けをしていただいた。着実にその計画を執行することによって私は5年後、今平成20年度、21年度と、こういうように結果的には財政的には一つのいい方向に向かいつつあると、こういうような認識を持っておりまして、今早期健全化団体になりましたけれども、22年度決算でクリアすることを目標として今進めておりますけれども、それがクリアできた時点ではまた一つの大きな見直しの転換期にくるのでなかろうかなと思いますので、そういう意味も含めて再度そういう方向性を検討していく必要性があるのかなと。昔は十年一昔と言われましたけれども、今は時代がスピードが速いですから、五年一昔という、そういうとらえ方をしながら今ご指摘があつたようなことも考えてまいりたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） これにて東海林さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で11時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、一般質問を行います。

受け付け番号2番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 一般質問をしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、公営住宅の整備について伺います。住宅マスタープランはストップしたままの状態になっていますけれども、次の点を伺いたいと思います。現在公営住宅の充足状況をどうごらんになっていますか。その上で、今後の新築、解体をどう考えていますか。

2つ目として、特に高齢者向けの住宅で入り口の引き戸が重くてあけにくいところがあります。手をかける部分の溝が浅くて小さく、手がかかりにくく力も要ります。取っ手をつけるべきではないでしょうか。役場は表裏の玄関、議場の出入り口も大きな握り棒がついています。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員の公営住宅の整備について、産業建設課の中原参事に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） ご答弁申し上げます。

1点目ですけれども、現在町営住宅等の管理戸数は294戸ですが、そのうち空き家が53戸で、入居戸数は241戸となっております。また、今年度の入居者募集に対する申し込み件数は多くないことから、現在の住宅の困窮度は低いものと言えます。現在今後の町営住宅等の建設計画についてはございません。町営住宅の解体につきましては、今年度12戸解体、来年度8戸を解体予定で、今後も老朽化した住宅の解体を進めてまいります。

2点目であります。今年度あかね拡充団地高齢者向け住宅の共用玄関の引き戸の戸車を取りかえ、軽く容易にあけ閉めできるよう改善をしております。また、入居者の方々から玄関引き戸の改善の要望はございません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今後町営住宅建設の計画がないとなると、修繕にもっと力を入れるべきではないかと思うのです。要望はありませんということですが、改善にしても修繕にしても要望を出しにくい状況にあると思います。町の財政が厳しい、お金がないということをご数年住民は耳にたこができるくらい聞かされているからです。役場に直接要望しなくても、いろんなところで話は出てはいるのです。

1つ目ですけれども、来年度の8戸解体というのはどこの住宅のことでしょうか。また、その後の解体はどんな順序で進んでいくのでしょうか。建設年度の古い住宅に住んでいる方々は、いつ壊すのか、突然出ていくように言われたら困ると心配していらっしゃると思います。

また、修繕についてですけれども、あかね団地で屋根の軒先が壊れたり、さびて先のほうが壊れたり、めくれ上がったりしていたり、雨漏りがしたり、畳が腐ったり、カビが大

量に発生したり、大変ひどい状況のところがあると聞きます。こういうところは、修繕すべきではないかと思うのです。町にお金がないということがわかっているので、直してくださいということを言いにくいし、遠からず壊すつもりだったら言っても直さないのではないかとか、住んでいらっしゃる方々はいろいろ考えていらっしゃるようです。

玄関の引き戸のことですけれども、入居者の全員が困っているわけではないと確かに思います。ですが、入居者の年齢とか体力はさまざまです。それにあけにくさというのはあっても、その引き戸が壊れているわけではないし、財政の厳しさを言われると要望もやはりしにくいわけです。戸車をかえていただいて確かに軽くなったとはいえ、手をかける部分の溝が余りにも浅くて小さいのです。手がかかりにくい。役場の裏玄関を利用する人は、現役世代の役場関係者が大部分だと思うのですけれども、それでも引き戸にしっかりした取っ手、取っ手というか、握り棒がついておりまして、随分細かい配慮がされているのだと感心します。同じようにできないでしょうか。

以上、伺います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、来年度の解体についてはどこを解体するのかということがございますけれども、今年度あかね団地で空き家になっている住棟、棟ですけれども、2棟8戸を解体しております。来年度につきましても現在空き家になっている2棟8戸を解体する予定でございます。その後についても、入居者の方々が退去されて空き家になった住宅について解体をしていくという考えでおります。

2点目の団地の修繕の関係でございますけれども、入居者の方々からこういったところが不都合であるから、修繕してくれよというような話があったときには、その都度修繕をしているつもりでございます。確かに雨漏り等しているところもございますので、そういったところについては来年度できるかどうかは今後検討してまいりますけれども、塗装をするだとかそういったことも考えていきたいなというふうには思っております。

3点目の玄関引き戸の関係でございますけれども、議員も言われておりますけれども、今年度確かに引き戸が重たかったものですから戸車を取りかえて、健常者の方であれば指1本であけるぐらい軽くなったのかなというふうに思っております。それで、当初の答弁でもお答えいたしましたけれども、そのことによって入居者の方々からもそれに対するさらなる要望もございませんので、現在のところそれ以上の改善については考えておりません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 住宅の修繕に関してですけれども、入居者の方からそういう要望、話があればその都度修繕しているつもりということですが、その話がやはり財政的なこともあったりするのではないかと思うと話がしにくいということなのです。その都度役場に個々に要望する、そういうやり方は今の状態では大変勇気の要ることではないかと思うのです。そのやり方に加えて定期的に公営住宅に入っている方に、1

年に1回でも2回でもいいと思うのですけれども、定期的に改善とか修繕の要望を全体に聞くことをしたらいいのではないかと思うのです。例えばアンケート方式で住宅の状況をきちんと調べるということが必要ではないかと思うのです。

玄関の引き戸については、指1本であくくらいとおっしゃいましたけれども、なかなか指1本ではあきにくいところもあります。でも、あかないわけではないので、前よりはよくなったと思うのです。その取っ手といってもいろんな取っ手があると思うのですけれども、値段も安くて簡単に取っつけられるような取っ手もあるようですので、そんなものをつける、必要な高齢者のいらっしゃるところからでも順次つけていくということはどうでしょうか。

修繕、改善について、お金のかかることですから、簡単にはなかなかできないと思うのですけれども、今年度、21年度の普通交付税が当初予算よりも約2億円多く決定しているということ、また実際の交付額も去年よりも数千万円多いというふうに聞いております。交付税の先行きが不透明であったり、特別会計への繰り出しがあったり、早期健全化団体から早く抜け出さなくてはといろいろあって、お金は幾らあっても余ることはないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 修繕に関する入居者の方々からのアンケートの関係でありますけれども、例えばあかね拡充団地の場合、新築してから2年間は手直し事項だとか不都合なところはないのかというようなことに対するアンケートは行って、問題があれば改善を、手直しをしてきているというようなことはございますけれども、先ほど当初の答弁でも言いましたけれども、公営住宅等の管理戸数が二百五十数戸ございまして、かなり老朽化してきている住宅もあるのも事実でございますけれども、やはり本当に困って、ここを直してほしいのだとか、そういったことがあれば当然入居者の方々から改善要望だとか上がってくるものだというふうに思っておりますので、議員におかれましてはそういったことを聞きつければその都度町のほうに言っていただければ対応していきたいというふうに思いますので、今後についてもそういった形で対応していきたいというふうに思います。

2点目の引き戸の握り棒の関係でありますけれども、かなり軽くなって、以前と比べれば格段に違うのかなというふうに思っております。何度も繰り返しますけれども、入居者の方々からそれに対するさらなる改善の要望もございませんので、現在のところはそれ以上の改善については考えておりません。

3点目の今年度も交付税が増額するというので、その一部を修繕にということでございますけれども、当然必要に応じた修繕を行ってきておりますし、毎年そういったスタンスで執行しておりますので、そういった姿勢というのは今後についても変わりございません。ですので、先ほど言いましたように入居者の方々がかようなところが悪いのだ、

こういったところを修繕してほしいということがあれば、ぜひとも担当課のほうに言っていただいて、その都度対応していきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） その都度担当課のほうに要望を上げてほしいということですが、なかなか個人的には言いにくい状況があるということで、かなり個々にここを直してください、ここを修繕してください、改善してくださいと言うのは難しいのかなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。地上デジタル放送についてです。2011年のアナログ波一斉停止まで600日を切りました。中頓別でも試験電波が出されており、いよいよ地デジ化が現実のものとなりつつあります。テレビは、今や生活の一部です。多くの人にとって最も親しみやすい情報源でもあり、もしテレビが映らないと大変です。そこで、次の点を伺います。

1つ目、難視聴区域世帯の実態をどのようにとらえ、町としてどう対応される考えですか。また、今の段階でどんな準備、対応を進めていますか。

2つ目、光ファイバーは、難視聴の解消だけでなく情報通信機器の利便性を高めると思っています。情報通信機器を頻繁に使われる方の中にはこれに期待する人々もいらっしゃるようです。町として導入の可能性はありますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 地上デジタル放送の関係について、遠藤総務課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 地デジ放送の関係について私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目でありますけれども、難視区域の調査につきましてはNHKや総務省、総合通信局等における専門的な調査が必要と考えております。現段階では2010年に総務省北テレビ受信者支援センター、通称でありますけれども、総務省デジサポによる難視調査18カ所を行う予定と聞いておりますので、その結果により難視聴区域や世帯の実態が明らかになるものと考えているところであります。デジタル化への移行の準備といたしましては、既にことし7月30日に総務省デジサポによる地デジ説明会を開催し、中頓別地区で34名、小頓別地区で7名が参加し、地デジ移行への理解を求めているほか、生活困窮者への助成措置などにつきましては保健福祉課を通じて個別に情報発信をしているところであります。今後も関係機関と連携して実態を把握し、難視対策に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目でありますけれども、光ケーブルの利便性につきましては承知しているところでありますが、敷設には億単位の事業費が必要であり、また光ケーブルを利用するに当たっては利用者が利用料を負担することになり、どの程度利用があるかと費用対効果を考えた

ときに町が実施をするということにはかなり難しい状況と考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問させていただきます。

難視聴というふうに難視聴区域とか言われますけれども、その難視聴に該当するのはどういう場合なのでしょう。例えば1つの局でも映ればそれは難視聴に該当しないのでしょうか。

それから、2010年、来年に行われる総務省の調査地点18カ所の中に本町の全世帯が含まれるのでしょうか。それと、生活困窮者への助成措置ということですが、助成措置の内容というのはどういうものなのでしょうか。

3点目ですが、現在試験電波が出されていて、難視聴区域や世帯がある程度はつきりしていると思うのですが、実態はつかんでいますか。また、その地域や世帯の難視聴解消の手だてを考えていらっしゃいますか。

4点目ですが、地デジの説明会、7月30日に行われた説明会の参加者、やっぱり少ないと思うのです。デジタル放送を見るためには相当テレビを買う、アンテナを直す、その他お金のかかることでもあり、アナログ波の一斉停止の少なくとも1年前ぐらいには全世帯にデジタル化についての正確な情報が伝わるように役場としても努力すべきだと思うのですが、どんな計画をお持ちですか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の難視の取り扱いに関してすべての局、1局でもそれが見られないということであればそれは難視と考えられるのかという質問だったと思いますけれども、基本的に難視の考え方につきましては公共放送が基準になっておりますので、NHK関係受信が基本的にできないという部分に関しては難視の取り扱いとして考えるべきものというふうに思います。現在のアナログでも、私のところもそうなのですが、局によっては見つらい、あるいは極端に受信の悪い部分もありますけれども、それが難視かというそれは基本的には違うというふうに考えてよろしいかというふうには思います。

それから、2つ目の助成の内容ということだったと思いますけれども、これにつきましては基本的にテレビをかえなくてもチューナーを購入することによってデジタル化への移行は可能ということになるかと思っておりますので、これについてはチューナーの購入に当たった助成ということについては今現在でもあるというふうに考えておりますので、今後そういう部分に関して要請があればそういう情報はしっかりと提供はしていきたいというふうに思います。

それから、3つ目として、既に電波が発信されていて、難視の地域を把握しているかということですが、NHKに関しましてはもう既に難視の調査が行われておりまして、そのことに関する情報は一部いただいているところもあります。ただ、民放の関係については11月に出ました。これについては、私どものほうではしっかりとした情報

を承知はしておりませんので、この辺の状況についてはまだつかんでいないということがあります。

それから、4つ目の質問、デジタル……4つ目は、申しわけありません、質問の内容はどんな……

○2番（本多夕紀江君） 地デジの説明会の参加者が余りにも少ない。アナログ波一斉停止の少なくとも1年ぐらい前には全世帯に正確な情報が伝わるように役場でも説明に努力すべきだと思うけれども、どういう計画をお持ちか。

○総務課長（遠藤義一君） 申しわけありません。4点目のことにつきましては、これについては総務省の総務省デジサポによって地デジに関する情報は今でも随時流されていると思います。私どものほうでもこれについて周知するとすれば、いろんな関係情報を総体として旬報だとかそういうもの書き込んで周知することは十分可能だというふうに思いますので、その辺の対応は考えていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） お聞きしたことに対してお答えがなかったのですけれども、2010年に行われる調査地点18カ所の中に中頓別町全世帯が含まれるのでしょうかということです。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 申しわけありません。この難視と言われる部分に関しては、あらかじめ想定はされております。よって、町内全町の中で主に難視と考えられるところを抽出した中での調査を行うということになるかと思いますので、全町が区域としては対象になるというふうに考えてよろしいかと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、最後になりますけれども、再々質問させていただきます。

地上デジタル化というのは、近年まれに見る一大事だと思うのです。正確な情報を知らなくて、あるいは難視聴区域のため今まで普通に見られていたテレビが突然見られなくなるのは大変なことです。今伺いますとその難視聴というのに該当するのは公共放送が基準なので、NHKが見られれば、NHKの放送が受信できればそれは難視聴の対象にならないということだったと思うのですけれども、そんなことになってもまたとてもこれは一口に言って大変なことです。でも、デジタル化、地デジ化というのは、電波法が変わって、つまり国策として今進められていることですから、住民に最も身近な行政である自治体が難視聴の解消や情報の提供に向けて最大限の努力をすべきではないかと思うのです。やはり住民の方々、高齢者の方もいらっしゃいますし、そのデジタル化について余り正確なことはよくわかっていない。例えばアナログ波一斉停止の後は一切アナログ用のテレビでは見られないのだよということだとか、いつ切りかわるのか、2011年の7月24日、そのこともデジタル化は頭にあるけれども、いつというのがはっきりわからなかったり、正

確な情報というのがなかなか浸透していないように思うのです。総務省の説明会はあったということですが、やはり説明会を開いても来れない人のほうが多いと思うのです。旬報とかそれに載せてお知らせすることは可能だというお話でしたけれども、いろんな情報を旬報、広報、その他お知らせ版で知らせていただくのですけれども、なかなか紙に書いたものが読まれない場合が多いのです。読まないほうが悪いのだということではないと思うのです。やっぱりこういう一大事に対しては、一方的なお知らせだけではなくて、世帯数もここ中頓別が少ないです。人口ももちろん少ないです。やはりこういう大事なことは、何らかの形での直接対話での確認ということが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） この地デジの関係に関してどれだけの情報を提供するののかということは、今までも総務省も含めてテレビでも地デジ化になることの放送はずっとされていると思います。今これらの説明が直接説明が必要な方というのは、想定されるのは多分高齢者の方ということなのかなというふうに思いますけれども、一般の成人の方であればその辺の説明は特別必要はないと思いますけれども、高齢者の方の中でもしそういう必要だというふうなことであれば、ぜひ担当のほうに連絡をいただければこちらのほうから直接出向いて説明することはやぶさかではありませんし、あと高齢者教室、教育委員会のほうでやっている寿大学等も授業として年間10ないし12の授業を毎月のように行っておりますので、そんな機会を活用して情報を提供するということは十分対応は可能だと思いますので、そういう対応については今後内部で十分協議をさせていただいて、実施していくことを考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） デジタル化についてそんなに情報を知らない人はいないというふうなお話だと思うのです。一般の成人の方にはそれほど説明の必要はないのではないかと思いますけれども、デジタル化というこの史上初めての出来事といいますか、そういう状況、そういう事柄に関してやはりもう少し丁寧な説明の必要があると思います。ポイントだけでも継続的に広報や何かでお知らせしていく、継続的にお知らせしていくことが必要だと思います。

3点目の質問に入りたいと思います。町立歯科診療所の改修についてです。町立歯科診療所は、町民にとって大切な医療機関です。町としても8020運動に力を入れていますので、子供からお年寄りまで安心して出入りができる施設でなければなりません。次の点についてお考えを伺います。

1点目、築30年近くになるとは思います、建てかえの計画はありますか。もしないとしたら、狭くて段差のある玄関とトイレは改修が必要ではないでしょうか。後ろにひっくり返るようなトイレは危険ですし、玄関に行き着く前に高さ20センチ以上の段差があり、冬は滑りやすく、ドアをあけるなり坂になっています。どこで靴からスリッパに履きかえ

るのでしょうか。

2点目、築30年で老朽化が著しいという理由で医師住宅の建てかえが行われましたが、水道やトイレの凍結、結露、断熱等心配はないのでしょうか。このような気象条件の地域に住み、働いていただくためには快適な住宅は欠かせない要件ではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 町立歯科診療所の改修について、竹内保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 町立歯科診療所の改善を急ぐべきということの本多議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

1点目、現在の歯科診療所は昭和57年度に建設され、築27年を経過しておりますが、建てかえについては現在計画を持っておりません。また、平成21年11月16日に歯科診療所医師との打ち合わせを行っており、診療所、住宅に関する要望を聞いておりますが、診療所の改修に関する要望は出されておられませんことから問題はないものと考えております。

2点目につきまして、平成21年11月16日に歯科診療所医師との打ち合わせを行っており、平成22年度に住宅改修してほしい旨の要望が上げられていることから、現在平成22年度予算措置に向け、改修内容の検討をしているところでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

建てかえの計画がないとなると、築27年たっているので、しっかりした改修が必要だと思うのです。診療所改修の要望はない、問題はないものと考えていうことですがけれども、玄関に入る前と玄関をあけてすぐのところに跳び箱の踏み切り板のようなものが置かれています。それも長い間です。きっと車いす対応のためだと思うのですがけれども、玄関は平らなスペースはその踏み切り板が置かれているためほとんどありません。こういうようなものを置くこと自体がバリアフリー化の必要性を認めているということではないかと思うのです。また、トイレにしても和式便器にかぶせる式の簡易便座で対応するということは、やはり洋式便座の必要性を認めているということではないかと思うのです。こういう実態から見て、診療所改修の要望が出ていないというのはちょっとおかしいのではないかと思うのです。この11月16日の話し合いのときにたまたまそういうバリアフリー化の話が時間不足でできなかったのか、それとも初めからこの日の議題とはしていなかったのか、ここちょっと疑問に思うところです。町立歯科診療所で町立ですから、町民の多くが利用するところです。実情に照らして町としてどう判断するか、それが大事ではないかと思うのですがけれども、いかがでしょうか。

もう一つですがけれども、診療所が建ったころと比べると間違いなく高齢者の割合が多くなっているし、生活様式も変わってきているわけです。役場もちろんそうですけれども、

新しい建物どこでもバリアフリーだったり、それからユニバーサルデザインが普通になってきていると思います。やはりここは歯科診療所玄関やトイレの面積を広げて、スペースもあると思うのです。バリアフリー化、車いす対応型のトイレにすべきではないかと思うのです。お金がかかって厳しいという面はあると思うのですけれども、やはり先ほどの話ではないのですけれども、交付税もふえていると。去年からことしにかけていろんな種類の臨時交付金が出ていたのですけれども、どれかを使って改修も可能ではなかったかと思うのです。でも、今の状態で問題がないという認識であれば、その事業候補にも上がらなかったというのは無理もない話だなと思ってしまいます。改善の方向で検討すべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） まず、1点目の関係でございますけれども、初めから1月16日の打ち合わせ、歯科診療所医師との打ち合わせにつきましては初めから議題という形でなくて、先生の要望に対して町のほうで答弁して、できるものはできるという形で、できないものはできないという形でのお話をしてきております。ただ、トイレの関係につきましては、平成19年度に洋式両用型便座を購入して設置をしております。また、玄関入ってからの靴の脱ぎ場所、スペース的には狭いことは間違いはありませんけれども、健康な方であればスロープの途中で履きかえることもできますし、歩行に障害のある方はスロープを上った上でスリッパに履きかえるということも考えられます。そういうことで、これらにつきましては先日歯科診療所の職員、それから先生ともお話をしました。11月の16日に先生と話し合いをした後、12月の9日に再度職員とお話をしてきました。その中では、その玄関につきまして何ら問題はないかということではいろいろとケース的に挙げて職員の意向をお聞きしました。その中では、別段現在の状況では問題はないということで、また利用者からの苦情につきましても今のところは聞いておりませんというお話でございましたので、現在のところ現状のままでいきたいということで考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） いろいろお聞きになって、職員の意向も聞いてみたとか、利用者からの苦情はないとかいうことではございますけれども、やはりああいうような、例えばです、例えば車いすで行ったとしても、玄関を車いすで入ってもトイレは全く車いすの対応のトイレになっていなかったりすると、初めからそういう体の不自由な人は行くのをあきらめてしまうということはないでしょうか。また、そういうことでは大変不便だとかなかなか言いにくいものです。今どきの建物として、町立歯科診療所、町立の建物としてあのような状態が何ら問題はないというふうに考えていいのかどうか。私は、その認識が問題だと思います。健常者の方であればスロープの途中で履きかえることも何ら問題ないということではございますけれども、あの小さな踏み切り板のところ、手すりも何にもないところで靴を脱いでスリッパに履きかえる、これはそう簡単なことではないと思うのです。何よりも利用する町民の立場に立って考えていただきたいと思うのです。来年度の予算については、

決定されていないかと思うのですけれども、ぜひ町立の建物、しかも診療所です。こういう建物についてのバリアフリー化、特別体が不自由な人でなくても少し年齢がいった人、どこも不自由でなくてもバリアフリーが大変都合がよいというか、バリアフリーでなくて困る人はいるけれども、バリアフリーで困る人はいないわけです。狭さと段差をぜひ改修すべきだと思いますけれども、やはり全くそんなことは考えられないということでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） まず、トイレにつきましては、車いす利用者のことを当初から考えていなかったのかということでございましたけれども、これらにつきましては27年前ですか、に建てられておりますけれども、これらにつきましてはちょっと私のほうではどのような形でその当時は建てられたのかということに対しては把握はしておりませんでした。現在では車いす利用者に対してはトイレの使用に対してはかなり難しいとは思いますが。そういう方がいらっしゃれば職員のほうで介助を行うという話もしておりました。また、スロープにつきましては、途中から車いすの利用者が利用できるよということによってスロープを設置しております。ただ、手すりにつきましては、これにつきましても職員にちょっとお聞きすると逆にスロープをつけることによって車いすの利用者、それからまた介助が必要な方がいらっしゃったときに手すりがあることによって逆に狭くなって邪魔になるということでありました。また、町民の立場に立った考え方であってほしいということでもありますけれども、常に保健福祉関係では町民の立場に立って考えていきたいということから職員に今回の件につきまして質問をしてきております。バリアフリー化につきましては、今後の一つの課題だろうということと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 3回の質問が終わりましたので、これは質問ではないのですけれども、この診療所が建った27年前どういう考えで建てたか知らないということですが、そういうことをお聞きしているのではなくて、27年も前に建ったのだからつくりが昔のつくりであるのは仕方ないだろうとは思っています。でも、今の時代、現状に合わせて改修すべきではないかということをおっしゃっているわけです。平成19年にトイレに両用型便座を設置したとおっしゃいますけれども、ふだんこれは使われていません。あの狭い場所に両用型便座をぽんとかぶせてもかえって邪魔になるだけだと私は思うのです。そんな話もお聞きしておりますので。改修するのに何千万というお金がかかるわけではないと思うのです、トイレと玄関で。何とかスペースを広げて、もう少し自分の住宅だったらどうするか、自分がしょっちゅう行くところだったらどうするのがいいのかとか、そういうことも考えていただきたく思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これで本多さんの質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号6番、柳澤さん。

柳澤さんをお願いしますけれども、途中で昼食の時間になりますので、区切りのいいところで休憩をとりたいと思いますので、その点ご了承お願いいたします。

○6番（柳澤雅宏君） 私は、今回3点について質問したいと思います。

まず、1点目ですが、これから予算編成を迎えるわけで、そのことに関し町民生活アンケートによる予算編成をということで質問させていただきます。毎年次年度予算編成前に「町長がおじゃまします」を実施しておりますが、参加者がごく少数であり、参加メンバーも固定化しているようであります。このような状況で町民の幅広い意見が町政に反映される懇談会になっているかどうか大変疑問を持っております。景気の低迷で生活苦にあえぐ町民や高等教育を受けられない子供がいる家庭、それから自己負担の大きさから医療機関を受診できないようなお年寄りもふえているように思います。町民が今一番行政に望むものは何か。町政への要望を吸い上げて、それを政策決定する新たな仕組みが必要ではないかというふうに考えます。町民生活の重視、選択と集中を町政の柱に位置づけるなら、全成人を対象に項目を絞り込んだ生活アンケート、これは仮称であります。そういうものを実施して、その結果や方向をもとに予算編成に取り組むべきと考えておりますが、このことに対し町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の町民生活アンケートによる予算編成について、私からお答えをいたします。

まず、町民が行政に対し期待する事務事業等を私ども行政が把握をして、優先度の高い事務事業等から実施をすることは大変有意義なことであり。今までも町としては総合計画の策定などに町民のアンケートを実施をし、町民の意向を計画に反映をさせてまいりました。このような手法を予算編成にも取り組むべきとの質問であります。現在は一年でも早く町の財政を立て直し、早期健全化団体からの脱却を目指す時期であり、今すぐ実施することにはなりません。健全財政に一定の見通しがついた場合に今のような考え方をしていきたい、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 健全財政に一定の見通しがついたらという話ですが、私は何も町民のアンケートを聞いて、それをすべからず大盤振る舞いしなさいということを知っているわけではないので、かえって財政が逼迫したことによってなかなか今行政サービスが行き届かないところがきっとあるのだろうと。先ほど東海林さんがいわゆる事業仕分けに関して質問されましたが、これは言えば無駄をなくすという、東海林さんは全体的に見直すということも必要だということですが、その中で町長もやっぱり限られた予算を効果的に施策に振り向けていくと。私が言いたいのはここなのです。いかに効果的に施策に振り向けていくか。そのときに町民が今一番望んでいるのは何か。これは、やっぱりそれぞれの階層、それぞれの生活環境で私は異なると思うのです。やっぱり高齢者の方で、例えば

具体的な例を言いますと私の母がこの暮れに病院に入院いたしました。これは単なる転んで打撲で、骨にも異常ないということで、痛みがとれるまで入院していなさいということで入院しました。11月の中から今月の11日に退院したのですが、12月の病院の請求書が来ました。これが3万5,000円です。特に薬を与えられたわけではない、点滴を受けたわけではない。これは11月分。12月、恐らく2万かそこら来るのかな。そうすると、大体大した、大したということではないのですけれども、そういう治療もしないで約6万。そうすると、やっぱり年金暮らしの人らなんかは本当に病院にかかるのかなど。年金暮らしで一人で生活している高齢者というのは、今一番不安に思うのは何なのだろう。あるいは、乳幼児を抱えた若い人たち、町長はできれば22年度以降乳幼児の医療費を無料化したい、それは大変結構なことで、やっぱりそういう人たちが一番不安に思っているのは一体何だろう。その中でもまずでは一番先に施策として生かすことは何だろうということをお私はやったほうがいいのではないかと。財政が緩くなって何でも対応できるのは、それはそれでいいですよ。ですけれども、今その財産がない中でどこに重点を置いたらいいかを把握するために私はやったらいいのではないかとということをお申し上げたので、その点についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） これは、とらえ方の問題もあると思うのです。私は、町民にアンケート実施をした場合に、そのアンケートに答えた人はその自分の答えた部分について大きな期待をして出すと思うのです。そういう意味合いからすると、本当に出してくれた人たちのほとんどのアンケートの実施状況が難しい状況だとしたら、多くの町民の皆さん方のアンケートに協力してくれた方々に期待にこたえられないような状況になってしまうと本当に申しわけないアンケート調査の実施に終わってしまうと、こう思います。そういう意味では、ある程度期待にこたえられるような財政状況のもとで町民の人たちが本当に町に期待をするようなものに行政としてもこたえられる環境のもとでやるのが私は一番安定的にアンケートに答えてくれた人たちにこたえることになるのでなかろうかなと、私はこういうぐあいに考えます。それぞれ考え方が違いがあろうかと思えますけれども、私は決して大盤振る舞いをするためにそういうことを言ったわけではなく、できるだけアンケート調査を実施をした場合多くの人たちにこたえられるような環境のもとで実施をしたいと、こういうような考えを持っているということでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 町長の今言われたことも私も十分に考えられることなのかなと。アンケートをするということはやってくれるのでしょうかというような誤解を受ける、誤解と言ったらいいのか、そういう期待をさせてしまうという側面も私は確かにあろうかなと思います。ただ、いわゆる総合計画の作成でもアンケートをとってやってきたよといえますけれども、これらも総合計画を作成するためにやってきたアンケートでありまして、それからもう年数はかなりたっていますよね。そして、我々の生活環境ももうこの当時から

見れば物すごく私は変わっていると思うので、アンケートをとることによって変な期待感を持たせるという点も私はわからないわけではありませんけれども、何がしかの方法で、先ほど東海林さんも言われましたけれども、やっぱり町民の意向というのを把握すべきだろうと。案外こちらで思い込みでやっているところが本当にないとは私は言えないと思うので、何がしかの手法をとって町民の意向を町政に反映させられるような手段を講じていただきたいというふうに思いますが、この点についても一応答弁いただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） アンケート調査がいいのかどうかという方法論はあると思うのです。ただ、アンケートのやり方にもいろいろ方法論があると思うのです。こういう部分についてどう考えるかだとかそういうやり方もあろうかと思えます。ただ、今それぞれの課に22年度の予算の考え方は全部私ども、私どもって財政のほうで提出をしてもらっていますから、それが22年度の当初予算に間に合うかどうかということは別にして、そういう方法論もひとつ検討の材料として考えてみたいなど、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、期待しておきたいというふうに思います。

時間ですので、昼食にしてください。

○議長（石神忠信君） それでは、ご希望がありましたので、ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を続けます。

柳澤さんの2問目からお願いします。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、2問目の質問に移ります。

職員採用についてお伺いしたいと思います。来年度採用見込みの町職員は何人なのか伺いたいと思います。また、この新規募集に何人が応募し、募集から採用に至るまでの手続はどのようになっているのか。また、長年嘱託職員として勤務している方の身分は法的にどのように位置づけられるのかお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 職員採用について、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 職員採用について私のほうからご答弁申し上げます。

来年度の採用見込みは2名であります。職員の採用につきましては、従前より宗谷町村

会における宗谷支庁管内町村職員採用資格試験1次試験合格者を対象として2次試験、面接を行い、優秀な方を採用することとしているところであります。本年度の1次試験合格者は、上級、初級、消防を含め31名ですが、本町を希望していた受験者1名につきましては1次不合格となったところであります。そのため町村会1次試験合格者名簿登載者の中で本町の採用試験受験を希望する方4名おられましたので、2次試験、面接試験を12月2日に行い、2名を内定したところであります。今後健康診断書、履歴書等の正式提出により、正式採用の決定を行うものであります。

嘱託職員として勤務されている職員につきましては、地方自治法第172条第3項ただし書きによる臨時の職員のうち、中頓別町準職員取扱要綱に基づき身分等の位置づけを行っているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、2次試験、面接を行ったということなのですが、これは一体だれが面接を行ったのかお聞きしたい。

それから、4名の受験者から2名に内定をしているということなのですが、この際面接において4名から2名に絞り込んだときにどういう点を重要視してこの2名に決められたのか、その点をお伺いします。

それから、職員採用については、当町においては条例も規則もないわけで、採用に当たってどのような根拠や基準を持って行っているのか、その点についてお伺いしたいと。

それから、臨時職員のことなのですが、中頓別町準職員取扱要綱に基づいてということですが、この要綱というのは内規的なものだと私は思うのです。いわゆるマニュアル的なもの。それで、これはその要綱に基づくのはわかるけれども、これは採用が先なのか、要綱が先なのか、鶏が先か卵が先かみたいところちょっとあるのかなというふうに思います。私が聞きたいのは、地公法上でどういう身分になるのか、扱いになるのか。私は、ここに臨時職員のうちというふうに書いてあるので、嘱託職員といえども臨時職員の扱いになるのだろうというふうに思います。もし臨時職員だということになれば当然6カ月以内、再度延長したとしても6カ月以内ということで、1年を超えるということは本来できませんよね。その点についてどうも身分があいまいなので、やっぱり臨時の職員なのかどうか、そこら辺をどう押さえているのか。それで、前もって言うておきますけれども、では臨時職員なら嘱託職員を置くのはおかしいでしょうということになる。では、今の職員をどうするかという話になるので、私はたとえ妥当だとは言えないにしても今までずっと長年そういうふうに採用してきているわけですから、当然職員の身分というものも保障してやらなければならないし、人権上もそれはもう首にするよということにはならないと思う。ただ、はっきりさせておいたほうがいいのか、あいまいにはしておかないほうがいいのかというふうに思うので、率直なところそれをどうとらえているのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目、面接はどなたが行ったのかということであり
ますけれども、面接につきましては行政側から米屋教育長、それと直接担当である私、そ
れから民間の方から長寿園の水澤施設長、それと中頓別・浜頓別町森林組合の峰友組合長
の4人であります。

それから、4名から2名にしたのはどんな点かということですが、基本的に人柄を重視
した形の中でそれぞれの委員さんが率直に評価をした中で決めているというところであり
ます。特に行政の我々の部分につきましては、身近な行政職場ということもありまして、
窓口対応等もあります。そんな意味からいけば、地域住民の方とのコミュニケーションを
とっていただける、特にその辺については重要視をしているところかなというふうには思
います。

それから、採用に当たって根拠や基準みたいのはあるかということですが、基本的には
私どものほうでは面接に関する部分については持っておりません。特別そういう基準を設
けているものは従前からもありませんし、今回の部分についてもそういう根拠を持ってい
るものではありません。

それから、4点目、嘱託職員、地公法上どんな身分なのかということですが、基本的
には先ほど議員がおっしゃったとおり臨時の職員の身分であるというふうに考えております。
しかしながら、ここについては6カ月間、2回までの更新ということが大原則になってい
ることは重々承知はしております。この件につきましては、平成17年の第4回定例会で
従前星川議員が同じような質問を実はされておりました、そのときにも町長のほうからも
答弁をさせていただいて、それらの身分の取り扱いについて位置づけを何とか整理す
る方向性はないのかというふうなことでしたけれども、なかなかこの辺については昭和5
1年にこの取り扱い要綱ができて、当時のいろんな情勢を踏まえた上で正職員と同等な職
員として嘱託職員という取り扱いで採用してきた経過がありましたので、今後については
そういう取り扱いはほとんど考えられませんし、今の部分では新たなそういう職員の採用
というのはいらないというふうに考えてよろしいかなというふうには思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、面接に当たった方、米屋さん、遠藤さん、そこら辺は町職
員が対応するという点では妥当なところなのかなと。あとは、水澤さんと峰友さんですか。
このお二方が面接官に当たられたその根拠というのは、どういうことでこのお二人になっ
たのということです。その点をやっぱりもう一度お聞きしたい。

それで、そういうふうに昔は、私の父親が議員なんかやっていたころには当然職員の採
用の中で議員の横やりとか、横暴とか、そんなもの何とか入れろなんていうのが
まかり通った時代もあったのかなと。今は先ほど説明がありましたように町村会の1次試
験というのがあるので、そういうことはおおよそないのだろうというふうには思いますが、
町民からするとやっぱりだれが一体選んで、だれがどのような基準でどう対応して選んで
いるのかというのが私は見えないと思うのです。そして、言われたように何で水澤さんが

選ばれ、峰友さんが選ばれたのかというのも明確でない。やっぱりさっき条例や規則がないと言ったけれども、ほかの町村ではそういうことをきちっと整備している町村もあるので、やはりそういうものが整備されて、それに基づいて採用を行っていますよということになれば町民も理解できるのではないかなというふうに思いますので、そういう条例や規則を整備していく考えがあるかどうかお聞きしたい。

それから、準職についてももう一度、今いる方は私は仕方ないと思います、人道的にも。それで、言えばこれが町で行っているということが結構やっぱり町内に影響を与えているのです。特に身内的なところなので、あれなのですけれども、農協の職員がまさにこれなのです。正職がいて、嘱託職員がいて、臨時がいて、パートがいて、ではそれぞれ正職でない人たちの仕事がきちっとそしたら嘱託は嘱託、臨時は臨時、分かれているのかといったら、嘱託の中でも異動があったり、例えば金融の窓口が嘱託職員、金庫番がパート、そんなことがまかり通っているのです。それというのは、やっぱり役場でも嘱託職員がいるでしょうというような、私も農協でそれはおかしいだろうと、採用のときも嘱託がいたり、一般職がいたり、それは仕事で分けているといいながらも年数がたってきたら仕事は動くわ、嘱託職員がいつの間にか正職にはなっているわというので、こういうのがやっぱり町であるというのがかなり影響している。だから、町がこれは適正なものではないですよということを明確にすることが私はそこら辺の町内の職域も見直していくきっかけになるのかなというふうに思います。確かに今遠藤課長が適法とは言えないということなので、今いることはともかくとして、今後将来的にもこういう採用はしないと明言されるのか、以上の点もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、民間人を町職員の採用にお願いをしたと、面接官にお願いをしたということについては、私が総務課長に指示をいたしました。というのは、まず私どもの視点で職員の採用を面接官として面接をする視点と、それから民間で多くの職員を採用してきたトップの方々の視点と、やはりそういうものを導入した中で言えば将来的に40年近く勤務をしてもらう職員を間違いなくすばらしい職員を採用したいという視点であります。そういう意味で民間のノウハウ、または人を見る目をかしていただいたと、こういうことであります。そういう形で決まりがなければおかしいのではないかと、こういうようなご指摘もありましたので、そういう面については今後検討させていただくと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

また、2点目の嘱託職員の関係でありますけれども、私が言えば管理者等々になってから嘱託職員を採用したことはありません。私は、内々では嘱託職員の身分等については地方公務員法の22条にも違反をしている職員であると。また、地方自治法の172条で言う正職員と臨時、または非常勤の職員にも値をしない職員であると、こういうことは十分認識をしておりますから、そういう意味で今まで嘱託職員の採用をしたことはありません。

し、今後も私がいる間はすることは考えておりません。しかし、そういう中でそういう身分にある職員を少しでも正職員に近づけてあげたいなという気持ちは十分持っています。また、臨時職員についても地方公務員法22条で6カ月2回までと定められております。しかし、それを厳格にやっていると、これは大変な人件費の増につながっていくと。そういう面では、少しでも人件費の増を抑えながら、住民のサービスを低下させない方法論として臨時職員は要綱をつかって何とか賃金でお願いをしておりますけれども、そういう面も少しずつ改善をしていきたいなと思います。今お話ししたとおり、今後私の任期中については嘱託職員のような形の採用はあり得ないと、考えられないと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 了解いたしました。

それでは、3点目について移りたいと思います。3点目は、一流の、中頓別づくり推進事業についてお伺いします。監査委員から一流の、中頓別づくり推進事業についての定期監査結果が報告されました。補助金が支出された地域ふれあい子どもキャンプ事業では実行委員会のメンバーがだれも参加していないほか、職員の公務出張扱い、事業実績報告書を町職員みずから作成していたことなど補助事業としての適格性を指摘されております。指摘を受けた6項目についてどのように対処するのか、また町長はこの事業に対しどのような根拠で補助金を支出されたのかお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 一流の、中頓別づくり推進事業について、私から答弁をさせていただきます。

今回の補助金の交付に当たっては、審査委員会の審査結果を受けて承認をいたしました。監査委員からの指摘事項については、担当課に対し早急に対応するとともに、経過と事業関係を調査するよう報告を指示しております。なお、審査委員会の審査委員でありますけれども、総務課長と総務課参事、教育次長、保健福祉課長、産業建設課長の5名であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 審査委員会の審査結果を受けて承認したというのは、それは私もわかります、要綱にも書いてあるので。それはわかるのですが、町長がこの事業が妥当だと思って承認したのかどうかということをお聞きしたいわけです。特にこの事業が重要性、緊急性が本当にあるのか、そこら辺をどう判断されたのか。審査委員会が審査したとはいえ、これを最後支出する責任者は町長でありますから、そういう最高責任者として判断されたその根拠についてお聞きしたいということでもあります。

それから、今事実関係を調査して報告するように指示を出しているというのですが、この監査委員さんが監査報告を出したのが11月の11日ですよね。それで、きょうは12月13日、もう1カ月過ぎているわけですよね。それで、これはそんなに時間をかけて調

査しなければわからないようなことですか。そこが私はちょっと、もうこれはすぐ二、三日で結果は出るだろうと。それで、7月の27日に実施して、10月の23日に報告、間3カ月ありますよね。それで、これ担当課長、それ何も思わなかったのかなと。あるいは、この報告書が出たときにこれはおかしいと担当した方が思わなかったのかな、何で調査なんていうことをしなければならぬようなことなのだろう。それで、やっぱりきわめつけは、この問題が定期監査、これをやらなければ表に出なかったのかいということ。これを見て、これはおかしいよということで自助浄化というか、みずからこれはもうだめだと、適正でないという判断をどうしてされなかったのかなと。その点が私は疑問が持たれる。実行委員会というのは何。実行するための委員会でしょう。その人がだれも参加しない実行委員会ってあり得るの。こういうことだつて報告書見たら、担当課長これはおかしいのではないかと気づきませんか。そして、それに対して実行する人がいないからと役場職員が公務でこれについていくの。そしたら、これから町民が何か企画したら、私ちょっと都合つかないので、行ってくれますかと言ったら町みんな対応するの、これ。だから、そこら辺どうして自助浄化できなかったのか、その点をまずお聞きしたい。

それと、私はこれはやっぱりまずかったと思う。ならば、補助金の4万円、それから町職員3名が公務扱いで出された旅費の8万4,360円、これは早急に返還させるべきだと思います。そのことについて何でそんなに時間がかかるのか、どうして自助浄化ができなかったのか、それから早急に補助金、それから公務扱いとしたものは返還させるべきだと思いますが、以上3点についてお聞きします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、私からこの事業を一流の、中頓別づくり事業としての補助金の交付に認めたのかと、こういうようなご質問がありました、根拠的なものですね。根拠と言われますと、私でいけばこの要綱の第7条目に事業計画書の内容を審査委員会が審査をしたり、または関係者より意見を聴取して補助金の交付の可否を決めて、町長に意見するものとあると。私は、審査委員会で補助金を決定をするということに決まった、それをもとに認めたよと、こう言わざるを得ないのかなと思います。ちょっと無責任かもしれませんが、そういうようなことになります。中身について細かいことについては、担当課長に答弁をいたさせますけれども、監査委員から指摘がありまして、その後担当課長のほうに内容を調査しなさいと、こういうようなことを言っておりますから、今までの調査結果なり、またはご指摘のあった質問等について答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 私から残った点等についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この事業の補助金の使い方について問題があったと、あるという認識を持っておるということについてあらかじめ申し上げた上で、少しこの事業がどういう経過で実施されたのかという点等についてお話をさせていただきたいというふうに思います。そ

もそもこの地域ふれあい子どもキャンプ事業でありますけれども、これにつきましては私どものほうで所管をしておりますそうや自然学校における中頓別いいとこ探し隊という子供体験事業の中の一環として、もともと町サイドのほうであったこの事業を企画をして実施しようということになったものであったということでもあります。昨年度利尻富士町のほうから大変大勢の方がお越しいただきまして、自然学校を使っていたいております。その際からぜひ来年は今度は利尻富士町にというようなお誘いを受けていたようであります。この春になりまして担当から改めてこの事業の中で利尻富士町への子供たちの派遣事業を取り組みたいと、そういうことになったということでもあります。それで、町、教育委員会あわせて協議をして、せつかくの申し出ということもあるし、子供たちの自然体験、宿泊研修、そういう意義を考え、実施をしようということになったということでもあります。ただ、その中でどうしても問題になったのは、派遣に当たって生じる子供たちの経済的な負担の部分と、参加費負担の部分ということがありまして、それを何とか軽減するということなところから一流の、中頓別づくり推進事業の補助要綱を使ってというようなことに考えるに至ったということでもあります。ですから、先ほども申し上げましたようにこのやり方が適切かどうかということも問題がないという認識でやったということでは必ずしもありませんけれども、今までの派遣交流事業等においても、全く同じではありませんけれども、同じようなフレームというか、枠組みで実施してきた経緯もあったということから、今回のような形になっているということでもあります。

それで、今回の実行委員会につきましては、今言いましたように参加していただく子供たちのために参加費用を負担していく方法として派遣に取り組んでいただく母体を考えるということになりました。その中で、児童クラブの父兄組織がありまして、そちらのほうに担当職員が出向いて相談をして、それであればその父兄組織を母体とした実行委員会という形をとってやろうということになったということでもあります。実行委員会の名簿の中には入っておりませんが、今回行った父兄のうち1名につきましてはその父母会に属するというメンバーになっています。当初は都合がつけば多くの父兄は参加しようということで話がされているというふうに聞いています。結果としては、今申し上げたように1名だけということになっておりますけれども、そういう趣旨であったということでもあります。ということでありまして、適切ではないかもしれませんが、もともと自然学校の事業として取り組もうということで取り組んだ部分でありまして、自然学校の職員についても子供たちに充実した研修を受けていただくということと安全、健康管理、そういった視点から最低限必要な職員数での派遣を考えて、この事業に至っているということでもあります。補助金に関しても交通費であったり、向こうでの体験活動に係る費用については補助対象にするけれども、食事に係る部分については対象外にするというような、何とか最低限のところにとどめていただいて助成をするというような考え方に立ったということでもあります。

先ほど時間が経過しているのにまだ調査結果が出ていないということでもありますけれど

も、私どものほうでは報告の概要についてまとめておまして、今総務課長と教育次長のところには提出をして、中身をちょっと精査をしていただいているということでありまして、足りない点などを含めてもう少し補筆をして、最終的に町長、教育長に報告を上げさせていただくというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 補助金返還の件についてはどうでしょう。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） この辺について私どもが最終判断をしているわけではありませんけれども、先ほど言いましたように職員については公務ということで出張命令をとって派遣をさせていただいております。そういう意味で公務としての取り扱いというのが適当というふうに考えておりますし、一流の、中頓別づくり推進事業の手续としてというか、趣旨としてこういう取り組み方に全く問題はなかったと言えなくはないかもしれませんが、事業の目的、趣旨、それから対象とした補助の範囲という意味では決定していただいたとおり妥当と認めていただけるのではないかというような考え方を持って今報告をさせていただいているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それは、考え方の相違だと言われたらそれっきりだと思うのですが、私はちょっと今の説明では無理があるのでないかなと。そうや自然学校の事業としてやるのなら、それはそっち側でやればよかったですのではないと思うのだ。きちっと分けて、そしてそれに職員がつくのならそれできちっと出張派遣、出張させればいい。何でこの事業を使ってそこまでやるのだということなの。だって、これは住民が自主的にやるものに対して本来出すべき補助金でしょう。それを創造させるためにこの事業をつくったわけでしょう。それで、実行委員会があるわけでしょう。実行委員会がないのならいいよ、そうや自然学校の事業でやるのなら。だから、それならそっちでやりなさいと言っているの。だけれども、これは町民が自主的にやってもらうものに補助金を出しているわけでしょう。だから、実行委員会があるわけでしょう。では、何でその実行委員会の方が一人も参加しないの。それは5人いるうち1人ぐらい都合悪くて参加できないというのは、それは何ぼでもあり得ることだからわかります。だけれども、参加できる4人がしっかり引率して、子供たちにキャンプやらせればいいことでしょう。何で役場職員がついていくの。それがおかしいと言っているの。この事業に関しては、決算審査や何かでも利用が少ないのならもう少し使い勝手のいいようにしたらいいよというのは何回も言われているわけでしょう。それを手つけないでおいて、いわゆるしゃにむに理由づけしてこの事業をやっているようにしか思えない。だから、そうや自然学校でやるのならそっちでやるべきではなかったのですか。そうすればやっぱりこれは出張旅費なり、事業はやったのは子供たちなので、それを返させるというのは大変酷だし、このことで一番迷惑するのはその参加した子供たちですよ。子供たちは何の罪もない。私は、本来そうあるべきではないですかということで質問したので、もう一度その点についてお聞きします。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今お話のありましたように、もともとそや自然学校が取り組む事業であればそや自然学校として取り組むと、おっしゃるとおりだというふうに思います。ある意味実際そういうふうになっているところがありまして、先ほど言いましたように子供体験事業、中頓別いいとこ探し隊の事業の一環としてこの事業をやって、職員についてはそういう趣旨で参加をしていると、子供たちも引率しているということなのであります。それで、先ほども言いましたようにその場合、では参加していただく子供たちの参加者負担というのをどうするかというところのどういう形で負担を軽減するかというときに、先ほど来申し上げているようにそれはこの事業を使うことが適当だったかどうかというところは十分私どもだけではなくて検証していただく必要があるかと思えますけれども、結果としてこの事業を使うことになったと、使ってしまったということでもあります。今後について言えば、こういうやり方ではなくて改めて実施の仕方ということについては考え直したいというふうに思います。

それと、実行委員会という形をとっておりますけれども、監査委員さんのご指摘もありますけれども、実質的には参加者の負担軽減を図るための受け皿というような側面で組織したというか、町のほうから働きかけて組織をしていただいた実行委員会というような形になっているものでありまして、先ほど言いましたようにもともとはその中から参加していただけるという想定をしていたところでもありますけれども、あそこには書かれているメンバーからは結果的にはだれもご参加いただいておりますけれども、もともとの母体である児童クラブ父母会からは参加もしていただいております、そういう面では最初からただ受け皿だけを考えてということではないということもまたひとつご理解をいただきたいと思えます。結果としては、議員言われるようにそういう結果になっておりますので、取り組み方等については十分検証し、以後については見直しを図りたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 3回の質問は終わったのですけれども、私は……

○議長（石神忠信君） 特にもし質問があれば。

○6番（柳澤雅宏君） ないですけれども、非は非としてしっかり認めるという勇気も私は持っていたきたいというふうに一言申し上げて、終わります。

○議長（石神忠信君） これで柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、今回2点ほど大きな見出しで聞いております。その中でまた1問目は細かく4分割に分けて聞いておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目、医師給与の引き上げと財政健全化についてでございます。今定例会中に医師給与の引き上げ条例が提案されると伺っております。今まで説明も受けておりますし、今回常任委員長の報告もございました。その中で、近隣町村の給与額を参考に新たに俸給表を導入し、毎年給料月額が4万円ずつ自動的に上昇していく仕組みになっています。過疎、僻地では医師不足が常態化している折、医師給与の引き上げ、つなぎとめの対策その

ものではないのかなと思っております。病院運営は、地方公益企業として独立採算制が基本であり、収入確保の見通しがなければ支出も見込めないわけであります。国保病院事業の前年度決算では、約1億8,000万円を一般会計から繰り出ししております。町民の血税による赤字補てんにも限界があり、本町の医療体制の変革に着手しなければ町の存続が危うくなると思っております。早期健全化団体となり、財政再建中にある町の行政の責任者として、この問題をどのようにとらえているのか次の点をお伺いいたします。

まず、1点目に、今年に入り院長の給料は8万円引き上げられ、月額88万円になっていきます。条例に基づけば町からの給料だけでも年間2,000万円となり、本町の人口規模から見ても決して低い額ではないと考えます。医師給与の引き上げは、本人からの要望によるものですか。

2点目、本町では医師不足に備え医師及び看護師等の養成に関する条例を制定し、現院長は町から6年間にわたり月額10万円の助成金と委託養成費を受けて医師になられております。この条例には、医師免許取得後養成を受けた期間に相当する期間本町に勤務しなければならないと定めています。委託養成費は毎月返還されていると聞いておりますが、今回の医師給与の引き上げ分はこの返還額に相当する額でしょうか。

3点目、医師の給料はそれぞれの町村ごとに収益や受診者数、それと医師の年齢や将来の財政見通しなどを勘案して、独自にその町、町で決めるべきではないでしょうか。

4点目といたしまして、町内には診療所もあり、病院経営の収入を分け合うような形になっていると思います。人口2,000人の町としては、医療機関は私は多過ぎるのではないかなと思っております。このままでは共存どころか両方が共倒れになると予測もされます。一例として、診療所の医師を国保病院に迎え入れるような医療機関の統合調整に尽力すべきではないのか、この4点をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の医師給与の引き上げと財政健全化について、私からお答えをいたします。

まず、1点目でありますけれども、給与引き上げは本人からの要望によるものかと、この間にお答えをいたしますけれども、当町の医師給与水準は現院長が就任後、近隣町村国保病院や全道の地域医療を担う医師と比較をすると大変低い給与水準であることは3月の条例改正時にご説明をしたとおりであります。繰り返しになりますけれども、当町の医師として、そして院長としての重責の4年8カ月間の勤務実績を評価をし、給与条例の改正をしたものであります。

2点目でありますけれども、委託養成費の返還と本町医師の給与水準の引き上げは別な事案であります。返還額と連動した考え方は持っておりません。

次に、3点目でありますけれども、各市町村の医療を取り巻く環境はそれぞれ違いがあり、特に僻地と言われる地域医療を担う町村は医師確保に大変苦慮し、給与水準が高くなっている現状にあります。一般的には都市部での医師給与の決定はご指摘のとおりと思

ますけれども、僻地では現在のように医師不足の環境の中で優秀な医師を確保するためには医師の給与も高水準にならざるを得ない、このように考えております。

次に、4点目でありますけれども、医師の開業に対する制限はありませんし、町民にとって受診の自由と利便性もあることから、このような状況が続いているものと考えております。当面する町の医療については、現院長を中心に町民に必要なとされる病院機能を維持することとしており、具体的な統合調整等について現時点では考えておりません。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

この医師給与の引き上げ等について私もこの3月、ことしの第1回定例会にも、引き上げについてですけれども、質問させてもらっております。そのときにも院長さんが来られまして今までの4年8カ月、本当にこの町で一生懸命努力してもらっていることはわかりつつも、これから再質問させてもらいたいと思います。先ほど言ったように3月の条例改正案で給与の引き上げをしたばかりで、なぜ年2回もの条例改正案が提出されるのかということも一町民からも聞かれております。その中でではこの改正案の内容等も出されたことも町民に知らせながらも、やはり一町民にすれば何でそこまで上げるのよというような声も聞いております。そういうことからして、今回の条例案に先立ちまして当院長から町長あてにいろんな要望書が送られてきておるのも議員皆さんが今回目にしたところでございますし、その中にはいろいろとご苦労なところも書かれておるのも私たち議員もわかりますけれども、こういうことを出されるということは改正案が通るだろうその給料額に対して院長は満足されていないのでなからうかなと思っております。また、職員から給与引き上げ要望があり、事実上それに屈するとしたら、町の前途は危ういと私は思っておるところでございます。それがまず1番目の再質問にさせていただきます。

それと、2番目ですけれども、値上げの誤解は招かないように全額養成費を返還してから給与等の引き上げを検討すべきではないのかと思いますし、あるいは義務年数ですか、そのとき終わった時点で検討すべき問題ではないのかなと私は常日ごろ思っているところでございます。

それと、3点目につきましてですけれども、1年で約4万円の定期昇給だと単純に計算をすれば10年には給料だけで約1,000万強ふえると思います。諸手当へのはね返りを考えれば、給与総額で多分私の計算で間違っていなければ1,600万以上になるのではないかと計算されます。これから人口が減少し、患者数も減っていく可能性が高い中、果たしてそれだけ町から税金を投入することができるのかとも思います。まして近隣町村では、病院改革プランに基づき医師給与の削減も検討されている町村もございます。それぞれの町村の実情に見合った医師給与の額を決めるべきと考えますが、その点もいかがでしょうか。

それと、4番目ですが、私は答弁書の上段に書かれていることはわかっております。そ

これは本当にこのとおりだと思っておりますが、そこで診療所の医師を、先ほど来から職員に対しての扱い方、委託、臨時、パートというようなこともありますけれども、私の考えとして臨時として、臨時と言ったらあれだけでも、本来であれば嘱託職員として迎えて、患者さんも病院で受診を受ければ病院内の経営収入も増とするのではなかろうかと思えます。最近では医師不足の中で身近にそういうようなお医者さんがいるということを考えて、そういうような手法もあるのではなかろうかなと、私なりの考えで申させていただきますが、その点も再度お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 3点ほどまとめてお答えをさせていただきますけれども、まず医師給与の改定との関係であります。星川議員もよくご承知のとおり、平成13年から平成18年の6年間、三位一体改革によって本町の地方交付税も5億円の削減になりました。当然町税収入が当時は1億7,000万程度でありましたから、町税の3倍ほどの額が地方交付税に減少がされた。その結果平成17年の5月から18年の3月まで15名の町民の方々の知恵を出していただいて、中長期の行財政運営計画を策定してもらい、平成18年からそれに取り組んでまいりました。その結果、町民に多くの負担を求めなくても、またはいろんな施策について多くの取りやめをしないで済んだ。そのかわり町民の言えばサービスを担う町の職員、医師も含めて待遇の削減をさせていただきました。その結果、平成20年度から一定の方向性が見えた、私はそういうぐあいに理解をしております。その間16年の8月から採用をしました現院長もその待遇の削減に協力をしていただいて、そして4年8カ月間大変低い給与のもとで院長として重責を担っていただいたわけでありませう。そういう意味では、財政の健全化に歩み寄るを見出したときに、私はやはり待遇を改善して、これからも長く町の病院の院長として勤めていただきたいという考え方をしております。そういう意味では、ことしの4月から8万円を上げさせてもらい、今考えているのは来年の4月から給与待遇を改善して、そして今まで低い給与で頑張っていた分を少しでも取り戻せるような形をつくってあげたい、これが私の考え方でありませう。そういう意味で、明日条例改正案を提案いたしますけれども、ぜひそういう面で協力をしていただいて、現院長がもう少し頑張っていただける環境づくりにぜひご協力をいただきたい、こういうお願いを申し上げます。

また、最後の質問でありますけれども、私やはり病院の管理者である院長の考え方を尊重すべきでありませう、先ほどは私の主観でお答えをいたしましたけれども、そういう話もあるというお話を院長のほうに伝えて、院長がもしか一緒にやりたい、いや、私頑張りたいと、それぞれの判断に基づいて対応をしてまいりたいと、こういうことをご理解いただければと思っております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 町長の答弁も聞いて、確かに先ほど私も言いましたように院長がこの4年8カ月並々ならぬ努力をしてきたのも事実私も目にしてわかっておりますし、

その中にはスタッフ、病院が一体になって頑張られておられることはわかります。ただ、さっき質問にもあれしたのですけれども、こういうような返還とかそういう給与等の引き上げの検討について、こういう勤務年数というのですか、そこら辺を踏まえて検討すべきでないのかなと申し上げたので、その点についてもう一回お願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私は、今回の医師の待遇だけでなく、将来にわたって中頓別町にお医者さんがいなくなるないように、そういう一つの考え方をベースに今回の給与条例の案を考えたわけでありまして、決して現院長だけを視野に入れているわけではありません。医師不足、医師不足というよりも無医村にできないという考え方をベースに、いろんな状況を勘案して今回の条例提案を考えていますので、ぜひそういう面でご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。それでは、今まで4項目等並べて再質問させてもらいましたけれども、これを私なりに4項目をまとめまして再々質問をさせてもらいたいと思います。

私の今までの質問は、決して病院をなくせというような問題でもございませんし、院長さんがいなくてもいいというような質問ではございません。院長さんの努力も買いつつも、現にこの中頓別町の財政は早期健全化団体となり、町長は22年度には脱却すると申しておりますが、政権が変わり、今後交付税がどのような形で出されるかも不透明な中、町民、それと町職員が財政再建の中にやっぱり一致団結して努力、そして協力するのではないかなと思っております。その中、私は、院長とはいえ院長も町職員の一人です。あるいは、一町民として協力すべき立場でもあるのではなかろうかと思っております。せめて早期健全化団体を脱却した後に検討すべき課題ではないのかな。そのときには私も一議員として今までのご苦勞等々をたたえながら、やっぱりこういう医師給与に対しては前向きな考えは持っております。ですから、もっともっとやっぱりこの今の早期健全化団体の中にいる本町のことを考えて私は行動してもらいたいなと思っているところでございます。

それと、これは私なりの視点から考えたことなのですけれども、国保病院の収益が上がれば国民健康保険事業会計の負担がますます可能性があることは承知しておりますが、そのことを前提に踏まえて質問します。先ほど来ちょっと……

○議長（石神忠信君） 星川議員に申し上げますけれども、4問目になっておりますので、完結をお願いします。

○5番（星川三喜男君） 4問目になってますか。いや、それは、議長、先ほどの答弁漏れがありましたから私は聞いたつもりでございませぬ。

○議長（石神忠信君） いや、それでも4問目になっております。

○5番（星川三喜男君） なってますか。そうですか。はい。

それでは、これは質問と言っていいでしょうか、私の思いも託して町長に一言お願いし

たいと思います。町長も考えておられると思いますが、福祉政策の拡大ということをお話ししてみたいと思います。ということは、これはわずかでも受診率を引き上げる対策等々も検討すべきでないかということもあわせて老人医療費と子供医療費の無料化でございます。圧倒的に老人医療費は高齢者率が高くなっておりますからともかくとしてですけれども、数の少ない子供の医療費の無料化に取り組む自治体があちこちに見られております。その政策の基本は、子供の医療は親の財力にかかわらず、いつでもどこでも安心して受けられるよう考えたことだと思っております。また、人口の流出に悩む本町においてでも若い世代の定住策として子供の医療費の無料化、そのようなことも考えてもらえればなと思っておりますが、このようなことも町長は、最後でちょっとでもいいですからもし、4問目なのですけれども、そういうことも考えておられるのならちょっとお願いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 今の件につきましては通告外ですけれども、町長、答弁の用意がありましたらお願いします。

町長。

○町長（野邑智雄君） まず、前段の質問についてお答えをいたします。

中頓別町が今のような財政状況になったのは、言えば院長の来る前からの環境の問題が一番大きいと思うのです。そういう面では、それを院長に負担をしてもらおうという形がいいのかどうなのか、私はそう思うのです。ただ、平成18年6月に来られて、職員の給与の削減については協力をさせていただきました。本当にこれはオーバーに言うところから飛びおりたような気持ちだと思うのです、院長としては。ただ、その財政状況がそういうためにそういうことになってしまったと。しかし、今一定の方向性が見えて、できるだけ早くやはり院長については基準どおりの、または僻地に努める院長としての待遇に戻してあげたい、こういう本当に今まで4年数カ月間協力していただいた恩に報えると、こういうような考え方を持っているということでまずご理解をいただきたいと思っておりますし、2点目の関係の福祉の関係でありますけれども、私も子供たちは本当に国の宝でありますし、また子育て、少子化問題としても一つの手だてとして医療費の無料化をやってあげたいと、こういうぐあいに思っていますので、新年度に向けて検討中であると、こういうことでご理解をいただければなと思っております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 失礼しました。4回も質問したとは私自身は思っておりませんでした。済みませんでした。

それでは、大きな項目2について触れたいと思います。町有資産の売り払いについてでございます。本町のホームページを見る限り、町有物件である空き家の売り払いは敏音知小学校の職員住宅しか載っていませんでした。ここで大事なのです。小頓別地区の教員住宅を初め、中頓別市街地の教員住宅など遊休資産の処分は進んでいるのでしょうか。現在抱えている遊休固定資産の現状とこれまでの処分実績と今後の活用計画を伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町有資産の売り払いについて、産業建設課、中原参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） ご答弁いたします。

現在の空き家住宅等は、中頓別地区で職員住宅1戸、教員住宅3戸、黄金湯、小頓別地区教員住宅10戸でございます。近年の空き家住宅等の処分実績につきましては、平成18年度が敏音知地区3戸、平成19年度が中頓別地区7戸、平成20年度が中頓別地区1戸、職員住宅用敷地2件、平成21年度が中頓別地区1戸でございます。今後につきましては、中頓別地区の職員住宅は解体、教員住宅3戸については今後の活用を検討中でございます。黄金湯は、売却、または賃貸借を進めます。小頓別地区教員住宅につきましては、新しい住宅は売却、または賃貸借を進め、老朽化した住宅については解体する方向で検討しております。

なお、ホームページにつきましては、システムの変更の関係から更新できずにおりましたけれども、早急に更新するようにしてまいります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

この問題は、だれに向けて売却価格等を設定しているかということなのです。私もこの広報を見て、小頓別の教員住宅の価格も載っております。価格がちょっと言いますと350万、3DK、これが平成6年に建てた物件でございます、この2戸。これは、ちょっと私にすれば高過ぎるのでないのかなと。どういう目線でこういうような金額が提示されているのか。そして、今ホームページにも載っていなかったということでだれに向けて本当に、町民に言って、何で町民がこのような空き家だらけの地区に買う人がおられるのかというような私も疑問点も持っております。こういうような価格等の設定についてちょっと不思議なところもございます。そんな中、先ほど来から言っているように町民向けに売却の値段を提示しているのか、それにあわせて固定資産評価額を基本にしたしゃくし定規で物事を進めているのではないのかなと。要するにこの値段ですよね。だれに聞いても、小頓別地区の方々、中頓別の市街地の方々に聞いてもこれはちょっと高過ぎるのではないかというような声も聞いておりますし、現に私自身も中等々を見て、こういう値段では絶対売れるような物件ではないだろうということをつくづく感じておりますし、それに対してどのような反響があるのかまだ聞いておりませんが、一件も多分そういうところがないのでなからうかと思えます。もう少しやっぱり住宅個々の状態や地域的な利便性、それと固定資産税による税収も考慮をして、安く売却すべきではないのかなと思っております。売却が進まなければ、やっぱり空き家にしておけば一年一年壊れていくのが目に見えておりますので、まず安い価格で買ってもらうのが私の本当に売却するための値段ではないかと。利用される方が空き家を考えますと、小頓別といえば僻地ですよね、確かに。その中でも

やっぱり買う人が一人でもいればその地域としては潤うわけなのですけれども、そういうような値段設定をしてもらいたいと思います。

それと、今までの空き家、土地の処分利用は町有財産の処分として財政健全化計画に位置づけられていると思いますが、町としてどのような方針で臨むのか、またこの中で土地のことについてはまだ書かれておりませんが、あわせて土地もどのような処分をしているのか伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、売却額の関係でございますけれども、議員のほうからお話ありましたとおり、基本的には固定資産税の償却残額に基づいて算定しております。具体的に言えば取得価格、いわゆる建設費にそれぞれの構造に応じた耐用年数の償却率を乗じて、そこから償却残額を出して、それを最低売却額ということで設定をしています、基本は。中頓別の市街地については、そのままそれを最低売却額として売りに出しているということでございます。ただ、今回の小頓別地区の教員住宅につきましては、古い住宅、昭和49年代と昭和50年代の住宅につきましては取得価格、建設費の5%まで落としています。もう一つ言えば、その償却残額についてでありますけれども、耐用年数を超過した建物についてはゼロにはならず、取得価格の10%残りますので、それらの10%というのが本来なのですけれども、それを小頓別地区の場合は5%にしているということで、半額に設定をしたということでございます。また、平成6年度の住宅につきましては比較的新しい住宅でございますので、それについては償却残額の80%に設定をして最低売却価格としております。ちなみに、当たり前の償却残額でいくと四百四十数万になるところを0.8掛けで350万にしたということで、中頓別市街地と比べてそういった形で安く設定をして、できるだけ購入をしやすいしていただけるかなということでそういう設定をしておりますけれども、数回旬報やホームページでもお知らせをしましたけれども、売却に至りませんでしたので、7月の旬報だとかの段階から最低売却価格は維持しつつも、売却価格についてはご相談に応じますということもあわせて掲載しております。ただ、ちょっと見づらかったかなという反省点はございますけれども、そういったことでできるだけ中頓別市街地と比べて安く設定をして、購入をしやすいしているということもご理解をしていただきたいというふうに思います。

あと、土地につきましては、先ほどの答弁の中では職員住宅の分しか答弁しませんでしたけれども、住宅を売る場合については基本的には建物だけではなくて土地も一緒に売却ということでしておりますけれども、両方とも条件とするとなかなか売却が進まないということも考えられますので、土地については賃貸でもいいよということであわせておりますので、その部分についてはそんなに売却までは至ってなくて賃貸借というのが多いということでございます。また、住宅の宅地以外についても遊休地であって、町民の方々からご相談があれば売却に向けて検討して、支障がないということであれば過去にも売却をしたという事例は数回ございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。3回目ですから。

○5番（星川三喜男君） はい。議長からご指摘ありましたけれども、土地の件なのですが、今までは賃貸で提供しているということを今中原参事のほうから説明ありましたけれども、ここにきて土地を無償提供しているところがあるのでなかろうかなと思っております。というのは、この間なのですけれども、議運の開催中委員の中からあそこにある住宅はだれなのよと、だれが住むのよという話題から調べたところ定住促進のモデル事業ということで、小頓別木材さんがオーナーでやっているということを町職員から聞かされまして、そこで土地はどうなっているのよと。そうなれば職員のほうでは土地は無償提供です。あり得るのかと、町有財産を無償で提供するということはどうなのよということが議運の委員の中で生まれまして、今後そういうことについて再度検証しなければならないということで議員さんのほうにもこれは情報を流しておりますが、これについて町長の無償提供、地元で悪いのですけれども、小頓別木材さんというのはこの中頓別において木材業、全道各地であちこち木材業が不況の中畳んでおる中、この私の地元の会社が意気揚々と苦しいながらも一生懸命頑張っているところなのですけれども、こういうような町有財産をこういうような形で使わせていることに対して町長はどういうことを考えているのか最後に聞かせてもらいたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、今町として一つの定住人口の増加を図りたいと、こういう考え方を持っております。3年前からおためし暮らし等々を進めております。そういう中で、国の制度としてこういうおためし暮らしをするような住宅を建設した場合に、その事業者に補助を出すという制度があります。そういう制度を中頓別の建設会社等々にお示しをして、そしてそれに賛同してくれたのが小頓別木材さんであります。そういう意味で、私どもが言えば資金の提供をしないで自力で住宅を建てて、若干の国からの補助金をもらって、そしてそれが町の施策の一端を担ってもらえると、こういうような考え方をもとに町有地で必要な場所、そうして将来的に利用を考えていないところがあれば無償貸し付けをしてもいいよと、こういうようなお話をさせていただきました。それが現在住宅を建てているあの場所でありまして、そのほかにもまだいい場所があったのでありますけれども、しかしながらそこについてはいろんなイベント等で支障が出る可能性もあるということで現在の場所に決まったわけでありまして、私はそういう町民の人たちがみずから自分の財力を使って建設をしながら、そして町の施策と合致をするような場合には町が利用予定をしていない用地であればぜひお貸しをして、町のいろんな施策に協力してもらいたいと、こういう考え方を持っております。そういう意味合いで今回無償貸し付けをしたところでありまして、そういう意味合いで議会のほうにもその旨報告をしていなかった部分については若干私どもも情報提供不足でなかったかなと改めて思っております。そういうことを考えて無償貸し付けしたと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） またこれ以上質問すると4回目になりますので、やめますけれども、確かにもっともで、それであれば私も土地を無償提供するのであれば建物だって有効に利用活用してもらえるのであれば無償提供すべきでないのかなど。その中で、小頓別木材さんの会長と話したところ教員住宅の内装を改造して、町民よりかは都市部の人にインターネット、要するに情報、いろんなものがありますので、そっちのほうに貸し付けをしようということも現に私たち考えております。そうであれば、土地を無償提供もできるのであれば、そういった住宅等も有効活用できるのであれば、こういう田舎に来てくれるのを望むのであれば私は住宅も無償提供してもらえるのであればしてもらいたいと思っております。

今までのいろんなことを申し上げましたけれども、これは皆さん町民がやっぱり今後この町を脱却していくための方策を考えている一つだと思っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

説明員の皆さんにはサンデー議会にご協力いただきまして大変ありがとうございました。きょうはどうもご苦労さまでした。

（午後 2時20分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員